

令和5年度 第2回 岡山県看護職員確保対策委員会資料

1	岡山県看護職員の状況について	P 1
2	令和5年度 岡山県看護職員確保対策	P 2
	(1) 看護の心・看護の魅力の普及啓発	P 2
	(2) 養成力の強化	P 3
	(3) 職場定着の推進	P 4
	(4) 再就業の促進	P 5
	(5) 資質向上	P 7
	(6) 地域偏在への対応	P 10
	(7) 看護職員等の処遇改善	P 10
3	令和6年度 岡山県看護職員確保対策(案)	P 11
4	第9次岡山県保健医療計画について	P 12
5	看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について	P 20

令和6年3月

岡山県保健医療部医療推進課

1 岡山県看護職員の状況について

(1) 看護職員需給推計について

看護職員の需給見通しは、看護職員確保の基本的な資料として、概ね5年ごとにこれまで7回にわたり、病院等への全数調査により把握した数字を積み上げる方法により策定されてきた。令和元年(2020年)の需給推計は、地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在等の是正などの観点を踏まえ、国が作成した医療機能ごとの病床数や新規就業者数などの要素を盛り込んだ推計ツールにより、直近のデータを用い、令和7年(2025年)における看護職員の需給推計を行った。

(2) 推計結果

地域包括ケアシステムの構築、医療的ケア児や看取りなど、新たな課題への対応が見込まれる令和7年(2025年)には、29,763人の看護職員が必要となり、869人の不足が見込まれる。

(3) 看護職員の就業者、養成の現状【別添資料】

- ・ 県内に就業する看護職員数は、令和4年12月末現在30,014人で、准看護師以外は年々増加している。
- ・ 令和4年の県内の看護職員の年齢構成は、看護職員全体では45～49才が最も多く、准看護師は、65才以上が多かった。
【資料1】「県内の就業看護職員数」
- ・ 令和4年度の看護師等養成所の卒業生就業状況は、新卒者数(看護師就業者)は1,352人、そのうち県内就業者数は901人で令和3年度より増加した。令和5年度の入学者数は、令和4年度より減少し、充足率が9割を下回った。
【資料2】「県内の看護師等学校養成所の入学・卒業状況」
- ・ 令和4年度の病院看護職員の年間離職率は11.6%で、R3年度より、高かった。
【資料3】「県内の病院看護職員の離職状況」
- ・ 令和4年度の岡山県ナースセンターの求人求職登録数は、求人数(994人)が求職登録者数(199人)を大幅に上回っている。
【資料4】「ナースセンター事業」
- ・ 二次保健医療圏別の看護職員の年齢構成は、高梁・新見圏域、真庭圏域、津山・英田圏域は、50才未満の看護職員の割合が60%未満となっており、圏域により偏りがみられ、県内の新人看護職員の約90%が県南東部圏域または県南西部圏域の病院に就職した。
- ・ 二次保健医療圏別の看護職員の確保率は、高梁・新見圏域、真庭圏域が県平均を下回っている。
【資料5】「二次保健医療圏域別の看護職員の状況」

(4) 今後の取組

- ・ 第9次保健医療計画の推進にあたり、令和5年10月に改定された「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」も踏まえ、引き続き、総合的な看護職員の確保対策に取り組む。
- ・ 特に、看護の魅力の普及啓発等による看護職を目指す学生の増加、看護学生の県内就業の促進や看護職員の採用が困難な地域に対する看護職員確保の取組、今後必要とされる分野の専門性の高い看護師の養成を推進するための環境整備に取り組む。
さらに、看護補助者の確保・定着に向けた取組を進める。

2 令和5年度 岡山県看護職員確保対策

(1) 看護の心・看護の魅力の普及啓発

① 「看護の日」・「看護週間」関連事業

援助を必要とする人々を支え、励まし合う地域社会の実現に向けて、県民一人ひとりが人に対する支援あるいは看護についての理解を深めることを目的として、フローレンス・ナイチンゲールの誕生日である5月12日を、「病院の日・看護の日」として、各種記念行事を行うとともに、あらゆる機会を通じて、看護の心を育み、看護の明るいイメージづくりを展開した。

【実績】

- ・ふれあい看護体験：24施設で実施。
- ・新聞等を活用した「病院の日・看護の日」の普及啓発を実施。

② 「看護の心」普及事業

将来、看護職としての就職を希望する高校生等に、看護の心の普及、看護業務、看護職員になるための教育制度等についての知識を深めてもらうことを目的として、PR活動を行った。

【実績】(公社)岡山県看護協会委託事業

- ・看護学校進学促進用パンフレットを作成し、データを県看護協会HPへ掲載。周知をはかるチラシを4000部作成し、高等学校等へ配布。
- ・県内の全高等学校(82校)へ看護学校1日体験入学実施の情報を提供。

③ 看護進路ガイダンス・出前講座・看護職就職ガイドブック作成

看護の心を啓発し、看護職員の働く姿をPRすることにより、看護の道を選択する小中高校生の増加を目的として、出前講座等を行った。

ア 看護進路ガイダンス

将来、看護職を目指す中高生を対象とした進学相談や先輩看護職員が看護の心を伝える体験コーナーを行う。

【実績】(公社)岡山県看護協会委託事業

- ・令和5年7月23日(岡山会場) 参加者数 126名
- ・令和5年7月30日(津山会場) 参加者数 35名

イ 出前講座

看護職員が講師として開催を希望する学校へ出向き、看護体験などを通して看護の魅力を伝える。

【実績】(公社)岡山県看護協会委託事業

- ・小中高校を対象に54校で開催、参加者数6,635人。(R6.1.15現在)

ウ 看護職就職ガイドブック作成

看護職員採用予定のある施設に関し、その施設の特徴、看護理念、募集要項等の求人情報を掲載したガイドブックを作成し、県内及び近県の看護師等養成施設等へ配布した。

【実績】(公社)岡山県看護協会委託事業

- ・「看護職就職ガイドブック 2025 おかやま」を作成し、データを県看護協会 HP へ掲載。周知をはかるチラシを 3000 部作成し、関係機関へ配布。

掲載施設数：県内 168 施設（病院 117、診療所 20、訪問看護ステーション 30、その他 1）

(2) 養成力の強化

① 看護師等養成所の指定及び指導

保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に基づき、令和 6 年度からのカリキュラム改正に伴う看護師等養成所の変更承認申請の審査、その他指導を実施した。

また、令和 3 年度から学生募集を停止した、看護師養成所・3 年課程の廃止（1 校）の指定取消（1 校）を行った。

② 看護師等養成所運営費への助成

看護師等養成所に対し、専任教員の人件費や教材費などの運営に必要な経費を助成することにより、運営基盤の強化及び教育内容の充実を図った。

【実績】

- ・ 14 養成所(統合カリキュラム 1、看護師 3 年課程 12、助産師 1)

③ 看護学生奨学資金の貸与

県内において保健師、助産師、看護師又は准看護師業務に従事しようとする看護学生に奨学資金を貸与し、県内の看護業務従事者の確保を図った。なお、本事業は、令和 3 年度で終了となった。

【奨学資金貸与額】

養成所の区分	国公立の養成所	私立の養成所
保健師・助産師・看護師養成所	月額 32,000円	月額 36,000円
准看護師養成所	月額 15,000円	月額 21,000円

【実績：貸与者数】

年度	H30	R1	R2	R3
保健師・助産師・看護師	47人	29人	13人	3人
准看護師	6人	3人	0人	0人
合計	53人	32人	13人	3人

④ 看護教員継続研修事業

看護教員の成長段階（新任期・中堅期・ベテラン期）に応じた研修を実施し、看護教員が生涯を通じてキャリアアップを図ることで看護教員の質の向上を図った。

【実績】（公社）岡山県看護協会委託事業

・3回開催、延受講者数79人

⑤ 実習指導者講習会の開催

看護教育の中で、主として実習指導に関わる者が必要な知識・技術を修得することにより、実習指導の充実向上を目的として、実習指導者講習会を開催した。

【実績】（公社）岡山県看護協会委託事業

年度	R5
受講者数	39人

⑥ 実習指導者講習会（特定分野）の開催

老年看護等の実習施設では、人員不足が影響し、長期の実習指導者講習会を受講しにくい状況になっている。実習施設の拡大に対応するため、令和元年度より、特定分野の実習指導者講習会を開催した。

【実績】

・実施期間：令和5年11月～12月、受講者数15人

！【別添資料2】「県内の看護師等学校養成所の入学・卒業状況」

(3) 職場定着の推進

① 院内保育運営費への助成

看護職員等の保育施設を運営する病院に対し、運営に必要な保育士の人件費を助成することにより、勤務環境を向上し、離職防止及び再就業の促進を図った。

施設数の減少は、令和元年10月から開始された幼児教育・保育無償化の影響により、院内保育施設を利用する職員が減少し、院内保育を廃止する病院があったことによる。

【実績】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
施設数	32	28	25	25	24

② 新人看護職員研修事業への助成

新人看護職員研修ガイドラインに基づき、新人看護職員研修を行う病院等に、研修に要する経費を助成することにより、看護の資質向上、医療安全の確保及び早期離職防止を図った。

【実績】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
施設数	33	34	32	33	35
受講者数	845人	807人	842人	858人	878人

③ 看護師等研修責任者研修事業（就労環境改善研修事業）

病院管理者等に対し、多様な勤務形態の導入による就労継続・再就業支援体制強化、看護職員のライフステージに応じた勤務形態の整備を促し、医療機関における人材の確保及び定着を図った。

【実績】（公社）岡山県看護協会委託事業

- ・ 3回開催、延参加者数 90 人

④ 職場定着の現状把握（病院看護職員調査）

毎年、県内における病院を対象に看護職員の需給状況を把握し、看護職員確保対策資料とすることを目的として、病院看護職員調査を実施した。

【別添資料3】「県内の病院看護職員の離職状況」

（4）再就業の促進

① ナースセンター事業

【別添資料4】「ナースセンター事業」

② 未就業看護職員実態調査

離職した医療機関の看護職員の離職理由及び再就業の状況等を把握し、離職防止及び就業促進対策の基礎資料とすることを目的として、未就業看護職員実態調査を実施した。

【実績】岡山県ナースセンター委託事業

調査対象：令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に県内の病院を離職した看護職員 1,793 人、回収率 31.5%

③ 訪問看護師養成講習会の開催

訪問看護師として必要な知識及び技能を習得するための講習会（3ヶ月）を実施した。

【実績】岡山県ナースセンター委託事業

年度	R5
受講者数	26人

④ 未就業者等看護職員再教育事業

県内在住の免許所有看護職員のうち未就業者の職場復帰を容易にし、看護職員の確保に資することを目的として、最近の看護についての知識及び技術を習得するための再教育講習会を実施した。

【実績】岡山県ナースセンター委託事業

- ・ 定例看護技術講習会：毎月1～2回開催、延受講者数：105人（令和5年12月現在）

⑤ 子育てナース職場復帰支援事業

子供を持つ未就業者及び育児休業者が、岡山県ナースセンターの行う研修会に参加する際に乳幼児の一時保育を実施した。

【実績】岡山県ナースセンター委託事業

- ・ 0件

⑥ ニュース発行等広報事業

未就業看護職員の就業の促進を図ることを目的として、新しい医学・看護に関する知識の提供及び求職情報等を提供した。

【実績】岡山県ナースセンター委託事業

- ・ 広報誌を年4回作成し、病院、診療所、ハローワーク等へ配布。

⑦ ナースセンター事業運営協議会

ア ナースセンター事業運営会議

看護職員の人材確保のため、関係機関と目標・方針を共有し、事業への協力や助言を得ることを目的として、ナースセンター事業運営会議を開催した。

【実績】岡山県ナースセンター委託事業

- ・ ナースセンター事業運営会議：2回開催

イ 看護職員確保対策連絡協議会(就業協力員)

看護職員確保の状況を把握し、人材確保のための方策や各地域及び組織の取組を検討し、県内の人材確保を推進することを目的として、看護職員確保対策連絡協議会を開催した。

【実績】岡山県ナースセンター委託事業

- ・ 看護職員確保対策連絡協議会：2回開催、就業協力員の委嘱：29人

⑧ ナースセンター・ハローワーク連携事業

厚生労働省医政局・職業安定局との協議により、平成27年5月からナースセンター・ハローワーク連携事業が全国展開で事業開始となった。求職者及び求人に関する情報の共有、巡回相談の実施等、緊密な連携による求人充足支援のための協議を行った。

【実績】岡山県ナースセンター委託事業

- ・ ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議：2回開催

⑨ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業

岡山県ナースセンターに勤務する就業支援相談員が、県内のハローワークに出向き、協働して求職者の就労相談や求人医療機関等との調整を行った。

【実績】岡山県ナースセンター委託事業（令和5年12月現在）

- ・ ハローワーク岡山（相談日：毎週木曜日 9:30～12:30、相談件数 62件）
- ・ ハローワーク倉敷中央（相談日：第1・3火曜日 13:00～15:00、相談件数 43件）
- ・ ハローワーク津山（相談日：第1・3火曜日 9:30～12:00、相談件数 25件）
- ・ ハローワーク笠岡（相談日：第1・3木曜日 9:30～12:30、相談件数 13件）

⑩ 看護職員離職者届出制度強化事業

ア ナースセンターへの登録・情報発信事業

平成27年10月から看護職員の離職後の届出が努力義務となり、届出サイト「とどけるん」を運用している。病院等医療機関、看護職員が就労している施設等へ届出制度の周知を行った。また、届出登録者に対して、再就業に向けた情報の発信、復職支援の研修会の開催、就業相談などの支援を行った。

【実績】 岡山県ナースセンター委託事業

- ・医療機関への周知施設数：154 施設
- ・訪問看護ステーションへの周知施設数：140 施設

イ 病院が行う看護技術講習会への補助事業

【実績】 岡山県ナースセンター委託事業

- ・補助件数0件、参加者数0名

(5) 資質向上

① 新人看護職員研修事業への助成

【参照：上記(3)②】

② 看護師等研修責任者研修事業（新人助産師合同研修事業）

県内の新人助産師の看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的として、病院で実施するガイドラインに沿った新人助産師研修を補完する研修を実施した。個々の施設における新人助産師採用は少数であるため、複数の医療機関の新人に対して、合同で研修を実施した。

【実績】 (公社)岡山県看護協会委託事業

- ・5回開催、実施機関数：8 医療機関、参加者数：実人数 19 人、延人数 93 人

③ 看護師等研修責任者研修事業（研修責任者等研修事業）

病院等の新人看護職員研修事業の研修責任者、教育担当者及び実地指導者を対象に、新人看護職員研修ガイドラインに示されている新人看護職員研修実施に必要な能力を習得し、各施設で適切な研修実施体制を確保することを目的に研修を実施した。

【実績】 (公社)岡山県看護協会委託事業

- ・研修責任者研修：4回開催、延参加者数 80 人
- ・教育担当者研修：4回開催、延参加者数 174 人
- ・実地指導者研修：4回開催、延参加者数 230 人

④ 訪問看護推進事業

訪問看護の質を高め、在宅ケアの推進を図るため、訪問看護ステーションに勤務する看護師を対象に、看護技術のスキルアップや在宅支援に向けた地域連携及び退院指導の知識や技術を習得するための研修を実施した。

また、在宅医療及び訪問看護の役割を地域に浸透させるための普及事業として、出前講座等を行った。

【実績】

- ・訪問看護管理者研修： 5回開催、受講者数 117人
- ・訪問看護師研修： 10回開催、受講者数 285人

⑤ 訪問看護総合支援センター事業

県内訪問看護ステーションの連携機能を強化し、小規模事業所の機能拡大を図るとともに、新卒訪問看護師の育成等を行うことにより、訪問看護サービスの安定した提供体制を確保することを目的とした（公社）岡山県看護協会が行う事業に対し、事業費を助成した。

【実績】

- ・訪問看護ステーションの機能強化に向けた事業連携検討委員会：2回開催
- ・新卒訪問看護師育成プログラムに沿った育成を実施、対象者数：3名
- ・新任訪問看護師のプリセプター交流会：2回
- ・訪問看護ステーション開設支援セミナー：2回

⑥ 体系的な各種研修の開催

ア ナースキャリアアップ事業

○岡山県看護研修センターにおける各種研修会

岡山県看護職員生涯教育検討委員会報告書に基づき、職域別・専門領域別に研修会を実施した。

【実績】（公社）岡山県看護協会委託事業

- ・社会福祉施設等看護職員研修会
- ・小児看護研修会

イ 看護師学校養成所2年課程（通信制）研修会

医療機関に勤務する看護師資格取得を目指す准看護師を対象に、看護師国家試験受験資格を得ることができる通信制2年課程について、制度の周知及び受験対策支援を行うことを目的として研修を実施した。

【実績】（公社）岡山県看護協会委託事業

- ・1回開催、参加人数：7人
- ・研修内容：看護師学校養成所2年課程（通信制）概要説明、小論文の書き方指導
- ・「准看護師から看護師へ」のパンフレットを2,650部作成、関係機関へ配布。

ウ 離職防止研修会

医療機関等の中間看護管理者及びその任にある者や新人看護職員等を対象に、離職や新人育成の現状と課題等に係る情報交換を行い、各施設において離職防止を図ることを目的として研修を実施した。

【実績】（公社）岡山県看護協会委託事業

- ・2回開催：「家族に介護が必要になった時」参加者数：43人
「新卒ナースの元気力アップ」参加者数：41人

⑦ 看護職員出向・交流研修事業

看護師や助産師を対象とし、自施設では経験できにくい分野の医療や看護を経験することで、患者や家族指導を的確に行い、施設間で連携する能力の育成を図ることを目的として、他施設へ出向する研修を実施した。

【実績】(公社)岡山県看護協会委託事業

- ・出向者：看護師 13人 病院から訪問看護ステーションへ出向：4人
訪問看護ステーションから病院へ出向：1人
病院から病院へ出向：5人
訪問看護ステーションから訪問看護ステーションへ出向：3人
- 助産師 8人 病院から病院へ出向：6人
病院から行政機関へ出向：2人

⑧ 岡山県感染管理エキスパートナース育成事業

(公社)岡山県看護協会が、令和4年度から、各施設で感染管理の中心的な役割を担う人材を育成するため、中・小規模病院等の看護職員を対象に感染管理・予防に関する研修会を実施。事業費を助成した。

【実績】 受講者数 73名 受講施設 58カ所

⑨ 地域包括ケア関係認定看護師養成促進事業

(公社)岡山県看護協会が、訪問看護など地域包括ケアに関連する分野の認定看護師を養成する医療機関等に対して経費を助成する事業を対象とし、当該事業に必要な経費の一部を補助した。

【実績】(公社)岡山県看護協会による助成施設：希望施設なし

⑩ 看護師特定行為研修修了者養成促進事業

病院管理者等を対象に、看護師特定行為研修制度の普及及び研修終了者の養成を促進するための研修会を開催した。

【実績】(公社)岡山県看護協会委託事業

- ・研修会：1回開催、交流会：1回開催

⑪ 看護師の特定行為研修受講料補助事業

医療機関等が指定研修機関が実施する特定行為研修へ看護師を派遣するために必要な経費について支援した。

【実績】 6医療機関、受講者数 14人

【参考】 県内指定研修機関数：5機関(令和6年3月現在)

県内特定行為研修修了者数：100人(令和5年11月末現在)

(6) 地域偏在への対応

① 特定地域看護職員確保支援事業

50歳未満の看護職員の構成割合が著しく低い地域において、将来にわたり安心して医療を受けられる体制を確保するため、45歳未満の新規採用看護職員に病院等が就職準備金を支給した場合に補助を行った。

- ・補助率：支給額の1/2以内、上限20万円/人
- ・補助対象地域：就業する看護職員のうち50歳未満の者の割合が60%未満で、50歳未満の者の構成割合減少率が、直近6年間の調査で年平均0.9%以上に該当する二次保健医療圏。

【高梁・新見保健医療圏】高梁市、新見市

【真庭保健医療圏】真庭市、新庄村

【津山・英田保健医療圏】津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

【実績】

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
施設数	2	1	3	2	2	1
採用者数	3人	3人	3人	2人	3人	1人

! 【別添資料5】「二次保健医療圏域別の看護職員の状況」 !

(7) 看護職員等の処遇改善

① 看護補助者処遇改善事業

看護補助者の確保及び定着を促進するため、病院及び有床診療所に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施した経費を補助する。

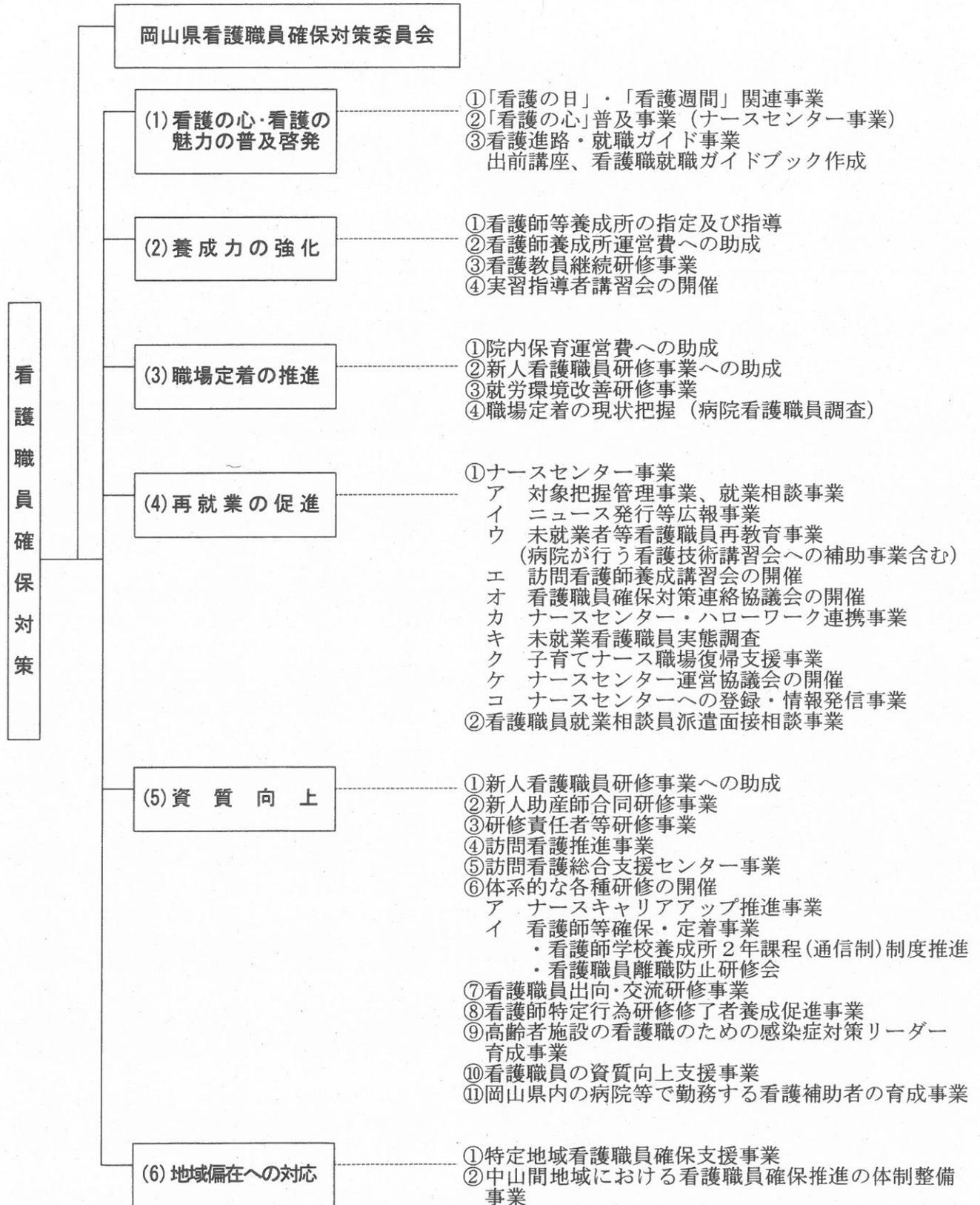
- ・補助率：対象額の10/10、(国間接補助)
- ・補助金額：対象施設の看護補助者(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引き上げに相当する額(法定福利費事業主負担増加分を含む)
- ・対象医療機関：病院及び有床診療所であって、看護補助者の配置を要件とする診療報酬を算定する医療機関
- ・対象期間：令和6年2月～5月の賃金引上げ分

【実績】実施終了後(6月以降)補助金申請

令和6年度 岡山県看護職員確保対策（案）

県民に良質で適切な保健・医療・福祉サービスを提供していくための資質の高い看護職員を十分に確保していく必要があることから、以下の各種施策を実施する。

(1)看護の心・看護の魅力の普及啓発、(2)養成力の強化、(3)職場定着の推進、(4)再就業の促進、(5)資質向上、(6)地域偏在への対応の施策を柱に、看護職員確保対策を総合的に推進する。



章名	10 保健医療従事者の確保と資質の向上
節名	4 看護職員

1 現状と課題

(1) 看護師・准看護師

現状	課題
<p>○令和4(2022)年12月末現在の本県の看護師就業者数は24,654人で、人口10万人当たり1,324.1人となっており、全国平均の1,049.8人を大きく上回っています。(図表10-4-1-1)</p> <p>○就業する看護職員の年齢分布は、保健医療圏により違いが見られます。高梁・新見保健医療圏、真庭保健医療圏、津山・英田保健医療圏は、他の保健医療圏に比べ50才以上の看護師・准看護師の割合が高くなっています。(図表10-4-1-2)</p> <p>○令和4(2022)年度の岡山県ナースセンターの有効求人倍率は5倍になるなど、各施設が求める看護職員が十分に確保できていない状況です。</p> <p>○県内看護師等学校養成所卒業者の県内就業率は、令和4(2022)年度66.6%で横ばい傾向ですが、養成所の卒業生数は減少しているうえ、県北で就職する新人看護職員が少ない状況です。また、令和4(2022)年度中の病院の新規採用者の1年未満の離職率は、10.2%で、増加傾向となっています。</p> <p>○病院では、短時間勤務など多様な働き方ができる環境整備を進めています。</p> <p>○看護師就業者数は、病院では減少しているものの、診療所、訪問看護ステーション、介護保険施設、社会福祉施設等の就業者数が増加しています。(図表10-4-1-3)</p> <p>○県内の専門性の高い看護師(専門看護師※1、認定看護師※2、特定認定看護師※3、特定行為研修修了者※4)の就業数は、高梁・新見保健医療圏、真庭保健医療圏、津山・英田</p>	<p>○今後の更なる高齢化の進展や人口減少に対応するため、将来の医療需要を見据えながら、地域の状況に応じた必要な看護職員確保について検討する必要があります。</p> <p>○看護職員の就業場所は、病院、診療所、訪問看護ステーション、介護保険施設、社会福祉施設など、多様になっていることから、こうしたニーズに対応する必要があります。特に、今後の高齢化の進展や医療需要の変化により、在宅医療等への需要の増加が見込まれることから、在宅医療を支える看護職員の確保が必要です。</p> <p>○新興感染症や医療の高度化等に対応するため、より高度な知識と技術を要する専門的な看護を提供できる看護師を地域の実情に応じて育成していくことが必要です。</p>

<p>保健医療圏は少ない状況です。 (図表10-4-1-4)</p> <p>○特定行為研修の指定研修機関は県内に5カ所、特定認定看護師の県内教育機関1カ所、専門看護師の県内教育機関は2カ所あります。</p>	
---	--

(2)保健師

現状	課題
<p>○令和4(2022)年12月末現在の本県の保健師就業者数は1,159人で、人口10万人当たり62.2人となっており、全国平均の48.3人を上回っています。(図表10-4-1-1)</p> <p>○就業場所別にみると、児童虐待予防やひきこもり対策、自殺対策、地域包括ケアの推進等に加え、新興感染症対策や災害時の健康危機管理等、多様な健康ニーズに対応するため、保健所や市町村などの行政保健師の数が増加しています。 (図表10-4-1-3)</p>	<p>○健康課題に対して、効果的な保健活動を実施するため、引き続き質の高い保健師の確保を図るとともに、地域格差の解消に努める必要があります。</p> <p>○特に行政に従事する保健師には、地域診断に基づき多機関と連携協働した地域包括ケアシステムの構築や新興感染症、精神保健福祉、健康危機管理等へ対応できる力量形成が必要です。</p>

(3)助産師

現状	課題
<p>○令和4(2022)年12月末現在の本県の助産師就業者数は560人で、人口10万人当たり30.1人(全国30.5人)となっています。 (図表10-4-1-1)</p> <p>○就業場所別にみると、病院が最も多く、次いで診療所、助産所、学校養成所等となっています。(図表10-4-1-3)</p> <p>○助産師は病院、診療所等において、安全で安心な妊娠や出産ができるよう妊婦等への助言や指導を行っています。また、地域において、育児相談や思春期保健事業等を実施しています。</p> <p>○助産ケアに係る専門的能力が高い助産師(アドバンス助産師※5)の就業数は、110人で、県南東部医療圏域が50人、県南西部医療圏域が48人と多く、高梁・新見保健医療圏は4人、真庭保健医療圏2人、津山・英田保健医療圏6人と県北地域では少ない状況です。</p>	<p>○将来の医療需要を見据えながら、地域の状況に応じた助産師の確保について検討する必要があります。</p> <p>○母子・周産期医療センターに勤務する助産師は、正常分娩の取扱いが少なく、助産実践能力向上の機会が必要です。</p> <p>○妊娠期から切れ目のない母子支援を行うためには、助産師の活用が必要です。</p>

※1 専門看護師

複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するため、特定の専門看護分野の知識・技術を有し、日本看護協会が実施する認定審査に合格した看護師。

※2 認定看護師

特定の看護分野における熟練した看護技術及び知識を用いて、あらゆる場で看護を必要とする対象に、水準の高い看護実践をするために、特定行為研修を組み込んでいないA課程(令和8(2026)年度をもって教育を終了)を受講し、日本看護協会が実施する認定審査に合格した看護師。

※3 特定認定看護師

認定看護師(A課程認定看護師)で特定行為研修の修了者または、特定行為研修を組み込んでいるB課程の認定看護師教育の受講者で、日本看護協会が実施する認定審査に合格した看護師。

※4 特定行為研修修了者

看護師が行う診療の補助行為のうち、21区分38の行為が特定行為とされ、医師、歯科医師の判断を待たずに手順書により特定行為を行う場合に、特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修を修了した看護師。

※5 アドバンス助産師

(一財)日本助産評価機構が、「助産実践能力習熟段階(クリニカルラダー)」におけるレベルⅢの能力を有すると認証した者の呼称。

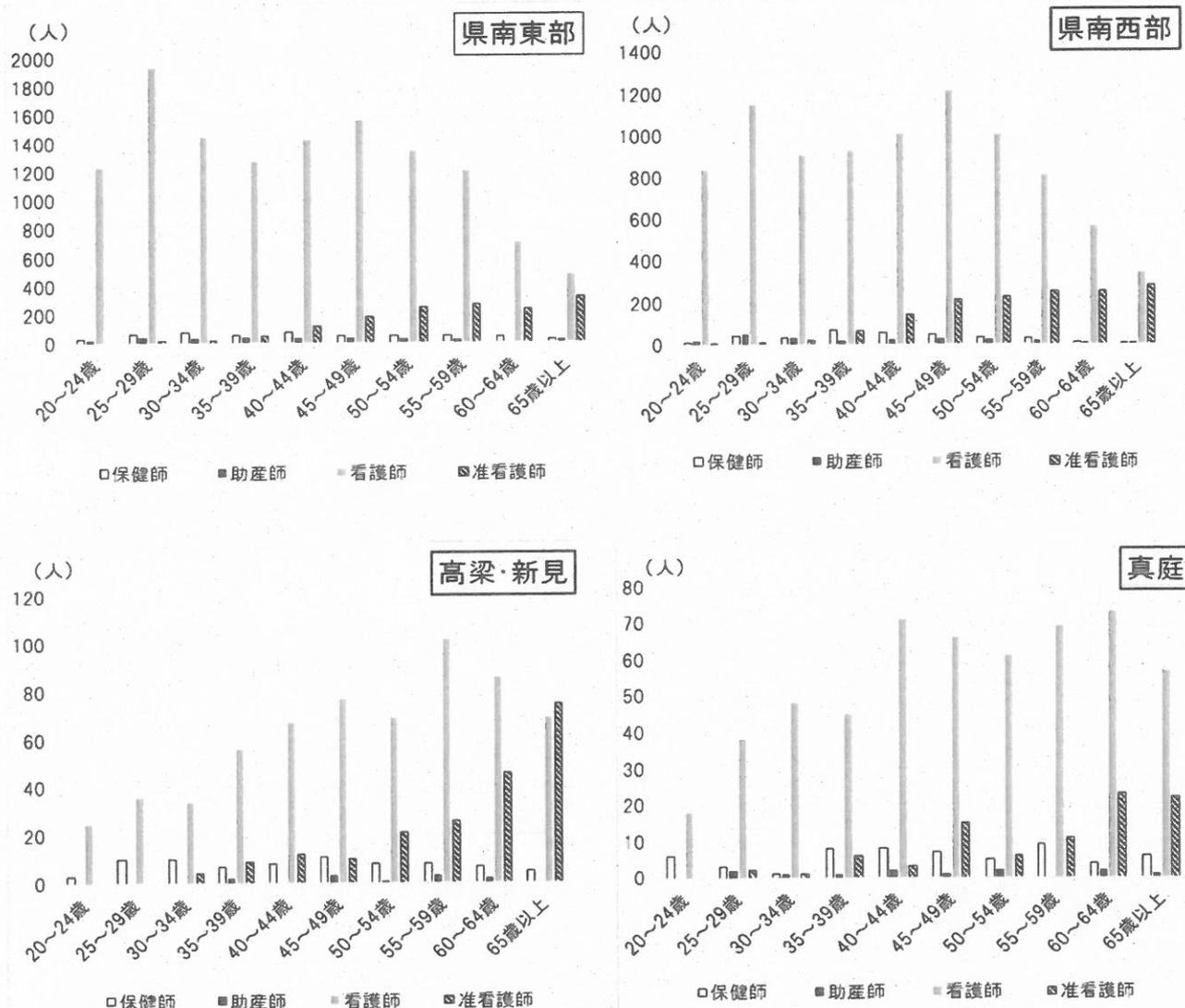
図表 10-4-1-1 看護職員数の状況（令和4(2022)年 12 月末現在）

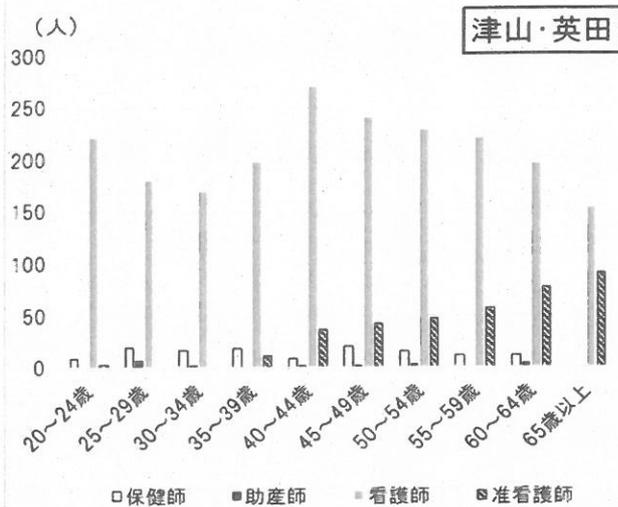
（単位：人）

	県南東部	県南西部	高梁・新見	真庭	津山・英田	県計	国計
看護師 (人口10万対)	12,633 (1,394.5)	8,775 (1,270.6)	621 (1143.0)	546 (1,299.7)	2,079 (1,229.3)	24,654 (1,324.1)	1,311,687 (1,049.8)
准看護師数 (人口10万対)	1,477 (163.0)	1,504 (217.8)	203 (373.6)	89 (211.8)	368 (217.6)	3,641 (195.5)	254,329 (203.5)
保健師数 (人口10万対)	535 (59.1)	355 (51.4)	77 (141.7)	57 (135.7)	135 (79.8)	1,159 (62.2)	60,299 (48.3)
助産師数 (人口10万対)	282 (31.1)	232 (33.6)	11 (20.2)	12 (28.6)	23 (13.6)	560 (30.1)	38,063 (30.5)
合計	14,927	10,866	912	704	2,605	30,014	1,664,378

（資料：保健師助産師看護師法第 33 条の規定による看護師等業務従事者届、岡山県統計分析課「岡山県毎月流動人口調査」、総務省統計局「人口推計」）

図表 10-4-1-2 保健医療圏域別看護職員の状況（年齢別）（令和4(2022)年 12 月末現在）





(資料:保健師助産師看護師法第33条の規定による看護師等業務従事者届)

図表 10-4-1-3 看護職員職種別の就業場所推移

(単位:人)

職種	時点	就業場所											県計	
		病院	診療所	助産所	訪問看護ステーション	介護保険施設等	社会福祉施設等	保健所	都道府県	市町村	事業所	看護師等学校・養成所等		その他
看護師	令和2(2020)年12月末	16,973	3,110	6	949	2,098	332	44	10	61	43	423	191	24,240
	令和4(2022)年12月末	16,908	3,213	6	1,079	2,206	375	63	12	82	87	387	236	24,654
准看護師	令和2(2020)年12月末	1,265	1,323	0	54	1,311	155	0	0	8	6	0	29	4,151
	令和4(2022)年12月末	1,072	1,131	0	45	1,169	163	0	0	8	24	0	29	3,641
保健師	令和2(2020)年12月末	80	51	0	5	65	8	265	30	477	45	29	14	1,069
	令和4(2022)年12月末	81	60	0	6	49	8	323	27	487	52	25	41	1,159
助産師	令和2(2020)年12月末	333	125	42	0	0	0	8	0	8	0	36	1	553
	令和4(2022)年12月末	342	125	32	0	0	1	16	0	13	0	31	0	560

(資料:保健師助産師看護師法第33条の規定による看護師等業務従事者届)

図表 10-4-1-4 専門性の高い看護師(専門看護師、認定看護師、特定認定看護師、特定行為研修修了者)の就業状況

(単位:人)

	県南東部	県南西部	高梁・新見	真庭	津山・英田	県計
専門看護師 令和4(2022)年12月末	22	16	0	0	3	41
認定看護師 令和4(2022)年12月末	165	83	4	4	18	274
特定認定看護師 令和4(2022)年12月末	28	13	1	0	1	43
特定行為研修修了者 令和5(2023)年11月末	58	41	0	0	1	100
合計	273	153	5	4	23	458

(備考:二次医療圏は勤務先所在地による)

(資料:専門看護師・認定看護師・特定認定看護師数は日本看護協会、特定行為研修修了者数は岡山県医療推進課「令和5年度岡山県病院看護職員調査」)

図表 10-4-1-5 看護職員の養成状況(令和5(2023)年4月現在)

課程	学校養成所種別	施設数	1学年定員数(単位:人)
保健師	大学院	1	7
	大学	5	110 ※
	養成所(保健師統合カリキュラム)○	1	40 ※
	小計	7	157
助産師	大学院	2	20
	大学	1	4 ※
	大学専攻科	2	15
	養成所	1	16
	小計	6	55
看護師	大学	6	458
	短期大学	1	120
	養成所(保健師統合カリキュラム)○	1	40
	養成所(3年課程)	13	680
	養成所(2年課程)	1	20
	高等学校5年一貫校	5	195
	小計	27	1,513
	合計		1,571 (定員小計-※)

※:看護師課程の定員の内数

○:同一養成所における統合カリキュラム

(資料:岡山県医療推進課)

2 施策の方向

項目	施策の方向
総合的な看護職員の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療等の需要増加に見合った多様な医療ニーズに対応した看護職員が確保できるよう、関係団体等と連携し地域の実情に応じた取組を進め、看護職員不足の解消を図ります。 ○今後、新たに国から示される令和7(2025)年以降の需給推計の手法により県の需給推計を行い、必要があれば施策の見直しも行います。
看護の心、看護の魅力の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○小中高校生等を対象とした看護体験や看護職に対する理解を深めるセミナーの開催など積極的に看護の魅力を発信し、看護職を目指す学生の増加を図ります。 ○進路ガイダンスの開催などを通じて積極的に県内の看護情報を提供し、看護学生の県内就業を促進します。
養成力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師等養成所に対する運営費補助により、養成所の安定的な運営を支援し、将来の看護職員の確保に取り組みます。 ○実習指導者の研修等を通して、資質の向上を図り、実習受入機関の教育環境を整備することで、養成力の強化を図ります。 ○養成力の確保に向け、資質の高い看護教員の安定的な確保について関係機関・団体等と検討してまいります。
職場定着の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○看護職員が働き続けることができるよう、乳幼児を有する看護職員のために病院が設置する院内保育施設への支援に取り組みます。 ○新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修により医療機関等における新人看護職員の職場定着が図られるよう支援します。 ○看護職員が能力を発揮し、働き続けることができる職場環境となるよう、医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の援助を行います。
再就業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○岡山県ナースセンターへの離職時の届出が確実に行われるよう周知に努め、ハローワーク等の関係機関と連携し、未就業看護職員の再就業の促進を図ります。 ○未就業看護職員に対する医療現場での実践的な研修や、県内各地で行う出張相談や技術講習会により、再就業を支援します。 ○訪問看護を目指す看護職員が質の高い看護を提供出来るよう講習会を開催し、訪問看護師の確保を進めます。
資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○岡山県看護協会と連携し、生涯にわたる各種研修を体系的に行い、看護職員の資質向上を支援します。 ○機能が異なる施設の看護職員が相互に交流、出向などを行い、幅広い視野を持った人材を育成していきます。 ○関係団体と連携し、訪問看護に携わる看護師の研修体制を強化し、訪問看護師の資質の向上を図ります。 ○訪問看護総合支援センターと連携しながら、訪問看護ステーションの新

	<p>卒・新人看護師の育成を支援し、訪問看護師の確保、定着に努めます。</p> <p>○今後必要とされる分野の専門性の高い看護師(専門看護師、認定看護師、特定認定看護師、特定行為研修修了者)の養成を支援します。</p> <p>○看護師の特定行為研修制度の普及等を行い、特定行為研修修了者の確保を進めます。</p> <p>○新興感染症等新たな健康課題や複雑・多様化する健康ニーズに対応できる人材や、より専門性の高い課題に対応できる人材の育成・資質向上を図るため、保健師の現任教育の体制整備・充実に努めます。</p> <p>○関係団体と連携しながら助産師に対する研修等を実施し、女性のライフサイクルに合わせた効果的な保健指導が実施できるよう、人材の育成や資質向上を支援します。</p>
地域偏在への対応	<p>○地域ごとの実態を把握するとともに、関係団体、地域の関係者等と連携し、看護職員の採用が困難な地域の状況に応じた看護職員確保のための取組を推進します。</p>

3 数値目標

項目	現状	令和11年度末目標 (2029)
看護職員の新規採用者の1年未満の離職率	10.2% R4年度 (2022)	7.0%
専門性の高い看護師の教育機関数	8カ所 R4年度 (2022)	現状維持
専門性の高い看護師の就業者数	458人 R5年 (2023)	750人

「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」の改定について

- 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、看護師等の人材確保の促進に関する法律第3条に基づき、国民に良質かつ適切な医療の提供を図るために、看護師等（保健師、助産師、看護師、看護師及び准看護師）の確保を促進するための措置に関する基本的な指針を策定することとされている。
- 1992年12月の本指針の制定から現在までの間、①2001年の保健師助産師看護師法改正に伴い「看護婦」から「看護師」と改正されるなど、看護師等を巡る状況は大きく変化したこと、②今後、少子高齢化の進行に伴って、現役世代（担い手）が急減する中で、看護ニーズの増大が見込まれており、看護師等の確保の推進が重要であること、③コロナ禍を受けて、新興感染症等の発生に備えた看護師等確保対策を実施する必要があること等から、2023年10月に本指針の改定を行った。
- 改定の概要は以下のとおり。 ※ 今回の改定以降も、医療提供体制の見直しに係る状況等を踏まえて、必要に応じて本指針の見直しを行う。

1. 看護師等の就業の動向

- ・ 看護師等の就業者数は増加（1990年 83.4万人 → 2020年 173.4万人）
- ・ 2025年需要推計によると、2020年の就業看護師等数よりも増大が必要
- ・ 需給の状況は地域別・領域別に差異があり、地域・領域ごとの課題に応じた確保対策が重要
- ・ 2040年に向け生産年齢人口が減少していく中で看護師等の確保の推進が必要
- ・ 2040年頃を視野に入れた新たな看護師等の需給推計は、今後の医療計画の作成等に活用できるよりにすることが重要

2. 看護師等の養成

- ・ 看護師等の教育の課程は、保健師、助産師、看護師、看護師（三年課程、二年課程）及び准看護師の各課程からなり、全日制・定時制など多様な形態で構成される
- ・ 地域医療介護総合確保基金による看護師等養成所の整備・運営の支援が重要
- ・ 看護関係資格の取得を目指す社会人経験者の教育訓練の受講支援が重要
- ・ 療養の場が多様化し地域包括ケアが推進される中で、訪問看護ステーション等での需要増加に対応するため、多様な場での実習の充実を図っていくことが重要
- ・ 今後は看護学生の減少が予想されるため、資質の高い看護教員の確保や看護師等を安定的に養成する取組など、地域の看護師等学校養成所間での議論が望まれる

3. 病院等に勤務する看護師等の処遇の改善

- ・ 看護師等の就業継続を支援していくため夜勤等の業務負担の軽減や病院等のICT化の積極的な推進による業務の効率化を図っていくことが重要
- ・ 劣使において業務内容、業務状況等を考慮した給与水準となるよう努める
- ・ 仕事と育児の両立支援に向けた環境整備の推進や地域医療介護総合確保基金による支援も活用した勤務環境改善のための体制整備を進めるよう努める
- ・ 職場におけるハラスメント対策を適切に実施していくことが必要
- ・ チーム医療推進のため、タスク・シフトシフトシフトシフトシフトを進めていくことが重要

7. その他看護師等の確保の促進に関する重要事項

- ・ 看護師等の確保を進める上で、医療関係者をはじめ広く国民一人一人が「看護」の重要性や魅力について理解と関心を深めることが必要
- ・ 看護補助者が実施可能な業務については、看護補助者が担っていく環境を整備することや看護補助者の社会的な認知の向上に努めることが重要

4. 研修等による看護師等の資質の向上

- ・ 看護師等はライフイベントによるキャリア中断が多いため、新人世代から高齢世代までを通じてキャリアの継続支援が重要
- ・ すべての新人看護師等が基本的な臨床実践能力を獲得することが重要
- ・ 個々の看護師等が置かれた状況等により、例えば、特定行為研修の受講など、就業場所、専門領域、役職等に応じた知識・技術・能力の向上が求められる
- ・ 看護師等の指導を行う看護管理者の役割が重要であり、看護管理者には自らの病院等のみならず地域の様々な病院等と緊密に連携する能力が求められる

5. 看護師等の就業の促進

- ・ 新規養成・復職支援・定着促進を二本柱とした取組の推進が重要
- ・ 都道府県ナースセンターにおける職業紹介等の充実や公共職業安定所と都道府県ナースセンターとの緊密な連携を通じたマッチングの強化が重要
- ・ 「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」により、看護師等のスキルアップの推進を図ることが重要
- ・ 都道府県・二次医療圏ごとの地域の課題に応じた看護師等の確保や領域別の今後の看護師等の需給を踏まえ、訪問看護における看護師等の確保が重要
- ・ 人生100年時代において生涯にわたる看護師等の就業推進が必要

6. 新興感染症や災害等への対応に係る看護師等の確保

- ・ 新興感染症や災害が発生した場合において的確に対応できる看護師等の応援派遣が迅速に実施できるよう、災害支援ナースの養成及び応援派遣を行う仕組みを構築することが必要
- ・ 国においては、災害支援ナースの養成及びリスト化を進めるとともに、全国レベルでの看護師等の応援派遣調整に係る体制を整備することが重要
- ・ 都道府県においては、災害支援ナースの応援派遣に係る医療機関等との間の協定の締結を着実に進めることが重要

【資料】厚生労働省作成（参考）「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」の改定について